

# W. N. J. ニュースレター No.36

発行 ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン Workers' Collective Network Japan 2010 12 16  
東京都世田谷区赤堤 4-1-6 赤堤館 代表宮野洋子 Tel 03-3325-3720 Fax 03-3325-7955  
http://www.wnj.gr.jp Email:wnj.office@wnj.gr.jp

訪問介護の「生活援助」サービス給付を縮小しないことを求める要望書」を細川律夫厚生労働大臣へ提出  
＜要望項目＞

訪問介護の「生活援助」は「身体介護」同様に高齢者の「命と生活」を支える基本サービスです。「生活援助」を必要とする要支援・要介護者の訪問介護の「生活援助」給付の縮小を行わないことを求めます。

2012年の介護保険制度の改定へ向け、厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会では、重度の要介護者に給付を重点化する観点から、訪問介護の「生活援助」サービスなど軽度者に対する給付を縮小すること等について議論されていましたが、11月30日「介護保険制度の見直しに関する意見」をまとめ、発表しました。(内容別掲)この意見書はまだ決定ではありませんが、改革の方向性を提示しているので、このままでは在宅での生活が困難になることが懸念されます。

訪問介護の「生活援助」は「身体介護」同様に在宅高齢者の「命と生活」を支える基本サービスです。「身体介護」のみでは人は生きていけません。「生活援助」によって生活を整え、人と社会とつながり主体的な生活を取り戻すことで介護の重度化を予防することができます。独り暮らし高齢者や老夫婦世帯が急増し、現役世代も介護で仕事を辞めなくてはならないなど社会は変容し、「孤独死」や「虐待」などの社会問題が広がっています。「生活援助」利用者の多くから、病気の早期発見、食生活や生活改善が図られ、意欲が向上したという声を聞いています。「生活援助」の切り捨てによって、利用者及び家族の介護保険制度への信頼が大きく失墜することを是非とも避けなければなりません。

この観点よりワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン (WNJ)と市民福祉サポートセンター(SSC)では生活援助の縮小を行わないように要望する署名活動を行い、一次集約の1万2750筆を12月13日に細川律夫厚生労働大臣へ提出しました。その際、厚生労働省老健局介護保険計画課・厚生労働省老健局振興課の職員と懇談をお



こないました。両論併記の部分は今後政治的な判断で決まっていくとのことであり、現政権の判断に期待します。2011年2月まで5万筆を目指して署名を引き続き集め、再度提出し、要求を伝えることにしています。

## 厚生労働省社会保障審議会

### 介護保険制度見直しに関する意見(抜粋)

1. 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制整備  
・24時間対応の定期巡回。随時対応サービスの創設  
・介護福祉士等によるたんの吸引等を行えるようにする
2. 要支援者・軽度の要介護者にかかる給付については次の二つの意見があった。(両論併記)  
・生活援助などは要支援者・軽度の要介護者の生活に必要なものであり加齢に伴う重度化を予防する観点からもその給付を削減することは反対である。  
・介護保険制度の給付の対象外とすることやその保険給付割合を引き下げ利用負担をたとえば2割に引き上げるなどの方策を考えるべきである。
3. 地域支援事業は日常生活圏内において医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される体制の整備
4. 住宅の整備は高齢者に配慮された住宅をつくる必要がある。
5. 認知症を有する人についてのケアモデルの構築を図った上で継続的、包括的支援を行う。
6. 家族支援の在り方について緊急時に迅速に対応できるよう地域の種々の仕組みを組み合わせ、仕事と介護の両立が出来るよう支援を行う。
7. ケアプランの利用者負担の導入
8. 介護者の処遇改善は財政安定化基金の取り崩しをできるように柔軟に対応する。

今後に関しては

公費負担割合の見直し、地域支援事業の財源構成、補足給付の公費化などは、社会保障と財政のあり方全体の中で課題として検討すべきである。

「社会保険」「保健制度」「福祉制度」といった視点で介護保険制度の機能・役割について議論すべきである。介護保険制度が複雑化されている。家族や利用者に分かりやすく利用しやすい制度になるよう配慮すべき。

## 第2回日韓社会的企業セミナー開催される

ヨーロッパで1990年代初頭から始まった社会的協同組合、社会的企業の流れは、今、アジア、世界へと拡がりつつあります。韓国では、2007年から「社会的企業育成法」が施行され、低所得者・障害者・高齢者・性被害者など、脆弱階層が労働参加する、もしくはその人達へのサービスを行う事業所が300近く新たに生まれました。昨年11月、ソウルで開催された第1回セミナーでは熱気にあふれ、課題を明らかにするものでした。

今年、第2回セミナーが日本の大阪（11月20、21日）と東京（11月22～24日）の計5会場で開催され、韓国から60名、日本での参加者が約200名余となりました。

日本では、障害者自立支援法の廃止および国連・障害者権利条約批准にともなう障害者制度改革の機会を迎えこの機会に、競争的労働市場とは異なる、協同の労働機会をつくりだす「社会的事業所促進法」の制定を提起しました。これは、障害者だけでなく、ホームレス・ニート・引きこもりの人・シングルマザー・薬物アルコール依存者など、社会的排除にあう人が労働参加する事業体をつくろうとするものです。今回のセミナーでは、社会的排除をなくして、社会的事業所（企業）を進めるべく、日韓の交流を深めることができました。



### 東京会場のフォーラム内容

<p>11月22日 (月)</p> <p>終了後 懇親会</p>	<p><b>「自治体から排除をなくし 就労創りの条例を」</b> 於東京都庁議会棟 2階第2会議室  <b>地域社会に育ちつつある社会的包摂の事業的取り組みと行政との協働を議論する</b>            報告 イ・ウネ（SEEDS 常任理事 前ハルケコラム事務局長）            「社会的企業育成法制定以後の変化と現状について」            チャン・トンギョル（共に働く財団社会的企業設立運営支援課長）            「社会的企業活性化のための国と自治体の支援内容」            富田一幸（株ナイス代表取締役） 「総合評価制度と公的調達で自治体にソーシャル・ファームが各地に」            岡田百合子（NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会）            「排除に会う人や若者の仕事を現場の中で訓練する就労起こしの試み」            司会 大西由紀子（東京・生活者ネットワーク前都議会議員）</p>
<p>11月23日 (火)</p>	<p><b>「排除にあう当事者の声と就労支援の仕組み」</b> 於国立オリンピック記念青少年総合センター  <b>日韓の法制化をめぐる論点整理と当事者の声と就労の現場から</b>            第1部：基調報告 10時～11時45分            司会 野口俊彦（共同連、自立生活センター・立川）            報告 斎藤懸三（共同連事務局長、わっぱの会） 「昨年からの日本における法制化経緯と概要について」            チャン・ウォンボン（聖公会大学社会的企業研究所研究教授） 「韓国の状況について」            第2部：報告と分析及び意見交換            司会 藤木千草（ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン）            実践者からの報告            キム・チョンリョル（社団法人韓国障害者権利問題研究所） 「障害者労働統合型企業の現状」            中村光男（企業組合あうん） 「野宿者の会からリサイクルを中心とした就労事業へのあゆみ」            山下和子（NPO法人わくわくかん） 「障害者就労の現場からの報告」（質疑応答 休憩）            研究者からの報告と意見交換            イ・ウネ（SEEDS 常任理事） 「韓国における社会的企業育成の展望」            北島健一（立教大学教授、社会的企業研究者）            「日本で労働統合型社会的就労をすすめるための基本的視点」</p>
<p>11月24日 (水)</p>	<p><b>国会議員と当事者、日韓研究者との意見交換</b> 於衆議院第1議員会館国際会議室            司会 大河原雅子（参議院議員）            報告 チャン・ウォンボン（聖公会大学社会的企業研究所研究教授）            「社会的企業育成法制定の背景と改訂法案の内容」            花田昌宣（熊本学園大学教授、障害者労働研究会）            「日本における社会的排除に関する緊要の政策課題」            石毛えい子（衆議院議員、民主党就労議連）            「日本の社会的排除をなくす民主党自立就労議連などの報告」            斎藤懸三（共同連事務局長、わっぱの会）            「社会的事業所法の骨子について」</p>